

ディーゼル自動車に係る許容限度設定目標値（新長期目標）

自動車の種別	許容限度設定目標値（平均値）			
	窒素酸化物	非メタン炭化水素	一酸化炭素	粒子状物質
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの（二輪自動車を除く。）				
等価慣性重量が1,250kg以下のもの	0.14g/km	0.024g/km	0.63g/km	0.013g/km
等価慣性重量が1,250kgを超えるもの	0.15g/km	0.024g/km	0.63g/km	0.014g/km
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの及び二輪自動車を除く。）				
車両総重量が1,700kg以下のもの	0.14g/km	0.024g/km	0.63g/km	0.013g/km
車両総重量が1,700kgを超え3,500kg以下のもの	0.25g/km	0.024g/km	0.63g/km	0.015g/km
車両総重量が3,500kgを超えるもの	2.0g/kWh	0.17g/kWh	2.22g/kWh	0.027g/kWh

車両総重量が3,500kg以下のものについては、平成17年（2005年）からは11モードの測定値に0.12を乗じた値と10・15モードの測定値に0.88を乗じた値との和で算出される値に対し、平成20年（2008年）からは別図1に示す新たな試験モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と10・15モードの測定値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し、平成23年（2011年）からは新たな試験モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と新たな試験モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用される。

車両総重量が3,500kgを超えるものについては、別図2を基に設定した新たな試験モードを暖機状態において測定した値に対し適用される。